

2008年6月20日

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会 御中

追 加 意 見 書

市民ウォッチャー・京都

代 表 田 村 和 之

事務局長 中 村 和 雄



1 市民ウォッチャー・京都に口頭での意見陳述の機会を付与されたい

貴委員会は、これまで主に京都市の事務局の説明に基づいて審議を進行してこられました。

しかし、京都市は、私たちの提起した自立促進援助金を巡る住民訴訟において、一貫して自立促進援助金の支出には何も問題がなかったと主張し、請求棄却を求めてきたのです。そして、現に今も法廷でそうした訴訟活動を続けているのです。

貴委員会は、第1回委員会において、同和運動団体とともに市民ウォッチャー・京都から意見を聴取すると決め、第2回委員会において同和運動団体だけから口頭での意見を聴取されました。

貴委員会の出される結論が、市民感覚に沿った市民に支持されるものとするためには、貴委員会の手続きにおいても手続きの公正が担保されるべきであり、上記のような京都市の事務局と同和運動団体だけからでなく、私たち市民ウォッチャー・京都からも意見を聞く機会を持つべきです。

すでに、貴提出の意見書において口頭意見陳述の機会を確保されたいとの要望を提出しているところであり、事務局に対しては口頭でも要請してきましたが、

いまだに実現していません。ぜひ、実現いただきたく再度文書により要請するものです。

2 自立促進援助金受給者の世帯収入状況の資料を開示されたい

市民ウォッチャー・京都は、住民訴訟において自立促進援助金受給者の収入状況資料の開示を求めてきましたが、京都市は、自立促進援助金受給者は一律無審査支給を続けてきたため当該資料を持ち合わせていないと説明してきました。しかし、当該資料は、自立促進援助金の支給の適法性妥当性の判断に必須の資料であり、真実「ない」のであれば、そのこと自体が京都市の重大な任務懈怠を示しています。

同和奨学金には免除制度があります（一般の奨学金には免除制度はない）。京都市は、同和奨学金の免除申請を、返還期間20年のうちの返還初年度に行っており、その審査のために同和奨学金の貸与を受けた者の属する世帯の収入資料を有していることが明らかです。

よって、京都市は、昭和59年度から平成18年度までの当該資料を貴委員会に開示することが可能です。貴委員会で正確な議論をするためにも同資料の提出を京都市に要求するとともに、原資料を開示するだけでなく、一覧して内容を把握できるように世帯収入分布状況をグラフ化したものを提出するように要求されることを要請します。。

なお、この点は、第1回委員会においても委員から強く要望があったにもかかわらず、京都市事務局からいまだに提出がなされていないのです。

3 若干の補足点

(1) 進学率、収入状況に関する資料の見方

第3回委員会において、委員から、提出されている進学率や収入状況の資料が、同和地区の状況に関するもの（属地）か、同和関係者に関するもの（属人）か、

質問がなされました。

同和奨学金の貸与や自立促進援助金の支給は、同和地区居住者に限定されず、同和地区外に居住する者でも、同和地区から地区外へ引っ越して行った者、あるいは親がかつて同和地区に居住していた者等であれば対象とされているのです。これを、「属人」といいます。同和地区を同和事業の対象とする場合、これを「属地」といいます。同和奨学金も自立促進援助金も「属人」的に支給されているのです。一定以上の経済状態となった者や現役世代が、同和地区から地区外へ移転することは既に久しい傾向です。同和地区には、低所得者や高齢者が残される傾向が続いており、ここ10年15年は、その傾向が非常に顕著となっています。

進学率や収入状況のデータを見る際には、以上の基本的事実を踏まえなければ、大きな誤解をしてしまいます。こうした状況を説明なしに、データだけを提供するとすれば、委員を誤導することにもなるのです。

同和地区の収入状況に関するデータ（生活保護率等）は、同和地区の経済状態を説明するデータであり、「属地」的データであり、地区外に移転した同和関係者を含めた「属人」的データではないのです。このデータの収入状況は、「属人」的に地区外に移転した者を相当含む、同和奨学金や自立促進援助金を受けている者の属する世帯の収入状況とは、まったく別物であることを強調しておきます。

高校進学率に関するデータは、第3回委員会で京都市事務局が説明したとおり、「属地」的データであり、地区外へ移転した者やその子弟の進学率は含まれていない。従って、「属人」的な、同和関係者の進学率は、もっと早期に格差が是正されているはずであることが、強く推測されるところです。

また、大学進学率に関するデータは、別の意味で注意が必要です。同和とされているデータは、同和奨学金受給者を母集団とする大学進学率です。これは「属人」的なデータと言うことになりますが、奨学金を受けているのであり経済的に低い世帯の子弟の大学進学率です。全市のデータはそのような限定がないのですから、これらを単純に比較検討すると誤りを犯すこととなるのです。

(2) 中退率の原因について

第3回委員会において、委員から中退率の原因について質問がありましたが、事務局はその理由を説明しませんでした。

しかし、中退率の原因については、住民訴訟においても議論がなされており、経済的な理由で中退する者が極めてわずかであることは統計上も明らかとなっており（京都府昭和62年調査結果報告書では経済的理由による中退は0.7%である）、京都市吉田良比呂人権文化推進課長も以下のとおり証言しています。「中退率が高い理由は私も具体的には分析はしておりませんが、先ほど言いましたように、経済的な理由がある方もおられるでしょうし、高校生活の中での人間関係もあるでしょうし、それからご自身が希望していた学校には結局行けなかったと言うことで、希望に添わなかったということというのが理由だと思います。それは私の認識だけだと違って、私のところに奨学金を受けておられる方が辞退をされるときに辞退届というのが出てきます。その内容を詳しく分析したわけではないですけども、その理由を見るとそのような内容の方が理由で挙げてこられるということです。」

むしろ、経済的な理由による中退は極めてわずかなのです。

- 4 以上のとおり補足説明をさせていただきました。貴委員会が正確な情報・資料にもとづき、市民の信頼に応える適正な報告を作成されるために、私たちも尽力したいと考えている次第であり、ご理解いただければ幸いです。

京都市の同和行政の終結のために、貴委員会がその存在意義を十分に発揮されることを期待するものです。